別紙様式第十六号の十九目次並びに同様式目次記載上の注意４及び５中「中間連結損益計算書」を「中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書」に改め、同様式第２の２の表中「評価・換算差額等合計」を「その他の包括利益累計額合計」に改め、同様式第２の３を次のように改める。

3　中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

年度中（　年　月　日から　年　月　日まで）中間連結損益計算書及び中間連結包括利益計算書

（記載上の注意）

「中間連結損益計算書」及び「中間連結包括利益計算書」は、両計算書を構成する項目を単一の計算書に表示する方法により、「中間連結損益及び包括利益計算書」として記載することができる。

⑴　少額短期保険株式会社及びその子会社等―中間連結損益計算書

（単位：千円）

科　　目	金　　額
経常収益 　保険料等収入 　　保険料 　　再保険収入 　資産運用収益 　その他経常収益	
経常費用 　保険金等支払金 　　保険金等 　　解約返戻金等 　　再保険料 　責任準備金等繰入額 　　支払備金繰入額 　　責任準備金繰入額 　資産運用費用 　事業費 　その他経常費用	
経常利益（又は経常損失）	
特別利益	
特別損失	
契約者配当準備金繰入額 税金等調整前中間純利益 （又は税金等調整前中間純損失） 法人税及び住民税等 法人税等調整額 法人税等合計	
少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失） 少数株主利益（又は少数株主損失） 中間純利益（又は中間純損失）	

（記載上の注意）

1　次の事項を注記すること。ただし、中間連結貸借対照表に記載したものは、この限りでない。

⑴　中間連結損益計算書の作成に関する重要な会計方針。ただし、その採用が原則とされている会計方針は、この限りでない。

⑵　会計方針を変更した場合には、次に掲げる事項（重要性の乏しいものを除く。）

①　会計処理の原則又は手続を変更したときは、その旨、変更の理由及び当該変更が中間連結財務諸表に与えている影響の内容

②　表示方法を変更したときは、その内容

⑶　１株当たり中間純利益又は中間純損失の額及び潜在株式調整後１株当たり中間純利益の額（銭単位まで記載すること。）

⑷　以上のほか、少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を正確に判断するために必要な事項

2　法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の損益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

⑵　少額短期保険株式会社及びその子会社等―中間連結包括利益計算書

（単位：千円）

科　　目	金　　額
少数株主損益調整前中間純利益 （又は少数株主損益調整前中間純損失） その他の包括利益 　その他有価証券評価差額金 　繰延ヘッジ損益 　為替換算調整勘定 　持分法適用会社に対する持分相当額 中間包括利益 　親会社株主に係る中間包括利益 　少数株主に係る中間包括利益	

（記載上の注意）

1　中間連結包括利益計算書を初めて記載した年度においては、その直前の年度におけるその他の包括利益及びその内訳項目並びに中間包括利益及びその内訳項目の金額を注記すること。

2　法令等に基づき、又は少額短期保険業者及びその子会社等の包括利益の状態を明らかにするために必要があるときは、この様式に掲げる科目を細分し又はこの様式に掲げる科目以外の科目を設け、その性質に応じて適切な名称を付し、適切な場所に記載すること。

3　総括科目及びその金額は、ゴシック式活字等識別しやすい方法により記載すること。

4　その他の包括利益の内訳項目は、税効果を控除した後の金額で表示すること。ただし、各内訳項目を税効果を控除する前の金額で表示して、それらに関連する税効果の金額を一括して加減する方法で記載することができる。

第明治三二十五種郵便物認可